

平成19年度 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の 総合的な推進と公正かつ多様な働き方の実現

今般の新たな人口推計では、前回の推計よりも更に出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進む、という厳しい見通しが示された。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

また、パートタイム労働対策の強化や男女雇用機会均等の更なる推進などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《 主要事項 》

◎ 少子化対策の総合的な推進

		頁
1	少子化の流れを変えるための働き方の見直し	93億円 3
2	地域の子育て支援の推進	4,034億円 4
3	小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実	221億円 7
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	802億円 8
5	母子家庭等自立支援対策の推進	1,643億円 9
6	児童手当国庫負担金	2,560億円 10

◎ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1	パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進	8.6億円 11
2	男女雇用機会均等の更なる推進	8.4億円 11

○ 雇用均等・児童家庭局 予算案の状況

	18年度予算額	19年度予算(案)	伸び率
局 合 計	8,739億円	9,327億円	6.7%
一 般 会 計	8,308億円	8,808億円	6.0%
特 別 会 計	431億円	518億円	20.3%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	334億円	392億円	17.3%
労働保険特別会計	97億円	127億円	30.4%
労災勘定	11億円	9億円	△22.2%
雇用勘定	86億円	118億円	37.4%

※計数は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計と合致しないものがある。

少 子 化 対 策 の 総 合 的 な 推 進

1 少子化の流れを変えるための働き方の見直し

《5,902百万円 → 9,272百万円》

(1) 子育てとの両立など仕事と生活の調和 8,763百万円

○ 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりと事業所内託児施設の設置の推進 7,900百万円

両立支援制度を利用しやすい職場風土への改革に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度を創設する。また、事業所内託児施設の設置・運営を行う中小企業事業主に対する助成措置及び代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 863百万円

・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・ 短時間正社員制度の導入促進

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 509百万円

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 490百万円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップ(再チャレンジ職場体験)の導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 19百万円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター(先輩の助言者)紹介サービスを拡充する。

2 地域の子育て支援の推進

《381, 212百万円 → 403, 372百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 65, 436百万円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 36, 500百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに生後4か月までの全戸訪問の実施等に取り組む。

【対象となる主な事業】

・ 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・ 子育てパパ応援事業

父親が主体となった子育て支援活動に対する支援等、地域ぐるみで父親の育児参加を推進する事業を実施する。

・ 病児・病後児保育事業

保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の病児・病後児保育を実施する。

・ 子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトを実施する。

・ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・ 延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・ 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う。

○ **地域における子育て支援拠点の拡充** **8, 441百万円**

地域における子育て支援の拠点となる、つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編し、児童館の活用も図りながら、子育て支援拠点の拡充（「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施）を図る。

18年度	19年度
4,133か所	6,138か所

○ **中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進** **181百万円**

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

○ **次世代育成支援対策に資する施設の整備**

(次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）)

12,962百万円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

(参考) 平成18年度補正予算案において、児童の安全確保のための耐震化整備や児童虐待緊急対策として一時保護の定員不足の解消のための整備を早急に推進する。(7,776百万円)

(2) **待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実** **371,549百万円**

○ **待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大**

326,530百万円

・ **民間保育所整備**

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備を推進する。(次世代育成支援対策施設整備交付金(12,962百万円)の内数)

・ **民間保育所運営費**

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度	19年度
110.7万人	115.2万人(4.5万人増)

※ 現在、同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合に、2人目以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が幼稚園を利用している保育所児も多子軽減の対象に含めることにより、保育料の軽減を図る。

○ **多様な保育サービスの提供** 45,018百万円

・ **延長保育の推進**

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。(次世代育成支援対策交付金(36,500百万円)の内数)

・ **病児・病後児保育の拡充**

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進する。

・ **一時保育、特定保育等の充実**

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

(3) **総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設**

15,849百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

○ **放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進** 15,849百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

18年度

19年度

14,100か所 → 20,000か所

・ **ソフト面での支援**

大幅なか所数の増を図るとともに、基準開設日数の弾力化(年間281日以上→250日以上)を図り、250日を超えて開所するクラブには、日数に応じ加算措置(300日を限度)を講じる。

・ **ハード面での支援**

新たに施設を設置する際の創設か所数や、既存施設を改修して設置する際の改修か所数の増を図る。

また、既存の児童館等で新たに実施する際の冷暖房器具の設置や、冷蔵庫等の購入のみの場合にも補助対象とする。

- ・ 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進

これまで事業毎に実施していた指導員（者）研修を、各都道府県等において合同で開催するなど、両事業の連携促進を図るための取組も合わせて実施する。

3 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実

《21,597百万円 → 22,143百万円》

(1) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療に対する支援

（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）） 4,191百万円

○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施

小児科医・産科医の不足に対応するため、引き続き、医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援のための検討費・調査研究費など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。

○ 不妊治療に対する支援

特定不妊治療費助成事業の助成額を増額（年度10万円→年度1回10万円、2回まで）するとともに、所得制限を緩和する。

（参考）平成18年度補正予算案において、不妊専門相談センターの相談体制の強化、生殖補助医療にかかる意識調査等を行う。（54百万円）

○ その他母子保健医療の充実

周産期医療ネットワークの整備や不妊専門相談センターの整備など「子ども・子育て応援プラン」関係事業の着実な実施を図る。

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進

10,867百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《76,989百万円 → 80,175百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

78,053百万円

○ 発生予防対策の充実

- ・ 新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐための事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する。（次世代育成支援対策交付金（36,500百万円）の内数）
- ・ 出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う育児支援家庭訪問事業の推進を図る。（次世代育成支援対策交付金（36,500百万円）の内数）

○ 早期発見・早期対応体制の充実

- ・ 市町村における早期発見、早期対応体制の充実を図るため、都道府県から要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に専門家の派遣、配置を行う。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,307百万円）の内数）

（参考）平成18年度補正予算案において、児童虐待について緊急的な対応を図るため、児童相談所等の対応迅速化の推進、一時保護の体制強化、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の前倒し設置を進める。（1,269百万円）

- ・ 虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う家族療法事業の推進を図る。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,307百万円）の内数）

○ 児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 75,255百万円

児童養護施設等における施設の小規模ケア（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

○ 児童養護施設等の子どもの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性等が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(2,307百万円)の内数)

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

2,121百万円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

5 母子家庭等自立支援対策の推進

《162,954百万円 → 164,333百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,451百万円

○ 自立のための就業支援等の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

1,919百万円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

○ 在宅就業の支援(新規)

68百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行う。

○ 「養育費相談・支援センター」の創設(新規)

71百万円

養育費の取り決め等に関する困難事例への対応、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

160,882百万円

○ 児童扶養手当

155,842百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

○ 母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

6 児童手当国庫負担金

《227,086百万円 → 255,993百万円》

○ 児童手当の拡充

児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月（6月支給分）から実施する。

(参考)

給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円